

財形住宅貯蓄 商品説明書

(平成 26 年 12 月 1 日以降適用)

1. 商品名	財形住宅貯蓄	
2. 商品概要	<ul style="list-style-type: none"> ・持家取得等の資金づくりを目的とする貯蓄として、一定の要件を満たすことにより非課税の適用が受けられる商品です。 ・財形年金貯蓄と合算で550万円まで非課税です。 	
3. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・当行と事務取扱協定書を締結している企業に属し、当行と勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している勤労者で、満55歳未満のお客さまに限られます。 ・一人1契約のみに限られます(一般財形貯蓄や財形年金貯蓄との併用は可能です。) ・店頭でのお取扱はいたしません。 	
4. 財形積立て	<ul style="list-style-type: none"> (1) 積立方法: 給与、賞与からの天引き (2) 積立最低金額: 1,000円 (3) 積立単位: 1,000円単位 (4) 積立期間: 5年以上の期間にわたって定期的に積立いただきます。 	
5. 積立金の運用先 (運用商品)	(1) 運用商品	財形定期預金(半年利払型)
	(2) 募集期間	この預金には、毎月28日を募集初日、翌月27日を募集最終日とする募集期間を設けます。尚、休業日に該当する日は募集を行いません。
	(3) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまの毎月の積立金等を、募集最終日(当日が休業日の場合には前営業日)に、この預金に預け入れます。 ●募集期間中に払い込みがあった積立金等については下記(4)①の募集期間内利息を付利し、当該積立金等とともにこの預金に預け入れます。 ●同一募集期間内に複数回に分かれて払い込みがあった積立金等は、募集最終日以降、全ての元本および募集期間内利息を合算して利息計算を行います。
	(4) 利息	<p>①募集期間内の利息: 適用利率: 積立金等の払込時のこの預金の店頭表示の利率(約定利率)を払込日の翌日から募集最終日まで適用します。 ●募集期間最終日に利息を支払います。付利単位は1円とし、1年を365日とする日割計算とします(円未満の端数は四捨五入)。支払われた利息は、積立金等とともにこの預金に預け入れられます。</p> <p>②募集最終日以後の利息 適用利率: この預金への預入時(継続したときはその継続日)の店頭表示の利率(約定利率)を満期日まで適用します。 ●募集最終日の6ヵ月毎の応当日に利息を支払います。付利単位は1円とし、1年を12ヶ月とする月割計算で6ヵ月毎の単利計算とします(円未満の端数は四捨五入)。支払われた利息は、当該利払日が属する募集期間に新たに設定されるこの預金に預け入れられます。</p> <p>* 具体的な利率については、当行ホームページにてご確認ください。</p>
	(5) 満期日	募集最終日の5年後の応当日を満期日とします。ただし、5年後の応当日が休業日の場合には、その前営業日を満期日とします。
	(6) 満期処理方法	この預金の元金は満期日に一括して支払われ、当該満期日が属する募集期間に新たに設定されるこの預金に預け入れられることにより、自動継続されます。その際、自動継続時の店頭表示の利率(約定利率)が適用されます。
	(7) 預金保険	この預金は、預金保険の保護対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行に預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1000万円までとその利息のみが保護されます。
	(8) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ●財形年金貯蓄と合算して550万円までが非課税となります。 ●非課税枠を超過すると、それ以降に支払われる利息全額が課税扱いとなります。 ●持家取得等の目的以外の払戻しの場合には、過去5年間に支払われた利息に対して遡及課税が行われます。 ●課税扱いとなる場合には、源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として利息に課税されます。 ●詳しくは、お客さま自身で公認会計士や税理士にご相談ください。

	<p>注)国税につきましては、平成25年1月1日から適用される復興特別所得税が含まれています(復興特別所得税課税分 $15\% \times 2.1\% = 0.315\%$)。</p>
<p>6. 財形払戻し・解約の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持家取得等の所定の目的の場合のみ財形の払戻しが可能です。 ・持家取得等の後1回の払戻し、もしくは持家取得等の前後2回に分けた払戻しが可能です(払戻可能額や払戻日には制限があります。) ・持家取得等の目的以外の財形の払戻しの場合には、全額解約となります。 ・お客さまから財形の払戻し又は解約の申出を受けたときは、ご請求の金額を満たすまで、当行所定の計算による金額の上記5の預金の払込金を払い出し又は当該預金を解約のうえ払戻しいたします。 ・中途解約となる預金については、当該預金元本金額の0.2%に相当する金額を中途解約調整金として元本から差し引き、前回利払日の翌日から中途解約日までの間の日数につき、1年を365日とする日割り計算により算出された経過利息(円未満の端数は切捨て)を預金元本金額に加えます。なお、かかる経過利息は、当該預金の適用利率にて計算されます。 ・中途解約調整金は、金利情勢の変化により、変更させていただく場合がございます。
<p>7. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>